

電波の特性試験を行う指定測定業者の登録規程

(目的)

第1条 本規程は、電波法第38条の39第一項の登録を受けようとするもの、又は受けたもの(以下「登録修理業者」という。)が、修理方法書に記載する修理の手順及び修理の確認の手順等に基づき、実施した修理が電波の質に影響を与えないことを確認するために委託して特性試験を行う指定測定業者の登録に資する。

(申請)

第2条 本登録を受けようとするものは、別紙様式により携帯端末登録修理協議会(以下「協議会」という。)あて申請するものとする。

(登録の基準)

第3条 協議会の会員であって、次のいずれかを満足すること。

- (1) 登録修理業者であって、修理業者登録申請書第3項において、特性試験を申請者が実施として登録を受けていること。
- (2) 登録証明機関であること。
- (3) 登録修理業者以外であって、電波の特性試験を実施する測定器及び要員等が確保されていること。

(登録の審査)

第4条 登録の審査は、理事会で行い、結果を通知する。

(公表)

第5条 協議会の会員専用ホームページで公開する。

(登録の取り消し)

第6条 登録修理業者を取り消された場合又は協議会の会員でなくなった場合は登録を取り消すこととする。

附則

この規程は、平成28年10月20日から施行する。

別紙

指定測定業者登録申請書

平成〇年〇月〇日

携帯端末登録修理協議会

理事長 永田 清人様

申請者 郵便番号
住所
氏名又は名称
電話番号

電波の特性試験の指定測定業者の登録を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 測定を行う事務所の名称及び所在地(複数の場合は、すべて記載)
- 2 測定の対象設備等
- 3 測定器の種類及び台数
 - ・測定機器リスト
 - ・校正年月日
 - ・試験環境(条件)
- 4 測定者名簿(資格要件、経験含む)
- 5 特別特定無線設備の試験実績
- 6 特性試験業務規程